



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	佐藤昌介「植民論」初期講義ノート(中)：札幌農学校と植民学（三）
Author(s)	井上，勝生
Citation	北海道大学文学研究科紀要，116，1-33
Issue Date	2005-07-15
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/34087
Type	departmental bulletin paper
File Information	116_PR1-33.pdf



佐藤昌介「植民論」初期講義ノート（中）

——札幌農学校と植民学（三）——

井 上 勝 生

佐藤昌介が一八九一年に作成し、一八九六年まで筆を加えつつ使用した日本における最初期の植民学講義ノートの第二回分である。講義ノートの一八九一年の表紙は「殖民史講義」であり、一八九六年の表紙は「殖民論講義原稿」であった。前回の解題にノート全体の目次を記さなかったが、目次全体は次のとおりである。なお、タイトルのみで本文がない部分は記載を省略した。

殖民地経済的成長（以下、前号）

殖民地の文運、植民者の才能的生活

英国殖民地の政府

殖民地生活の経済的性質

殖民の本国に及す影響

資本の輸出の本国に於ける影響

労力供給論

労力供給の方法、西班牙の殖民地

囚徒労働者を使用する事

労力の供給を得る一法及土地払下の原則及方法（以下、本号）

地代金支出の方法

土地払下の方法

土地を高価ニ払下クル事

殖民地の本国に於ける関係、（Ⅰ）殖民地の財政

殖民地の本国に於ける商業上の関係、（Ⅱ）殖民貿易及殖民法

殖民地政府の土蕃に対する政略（以下、次号予定）

英仏戦争（米国殖民史上）

英国の殖民政略

政治的商社

政治的殖民商社

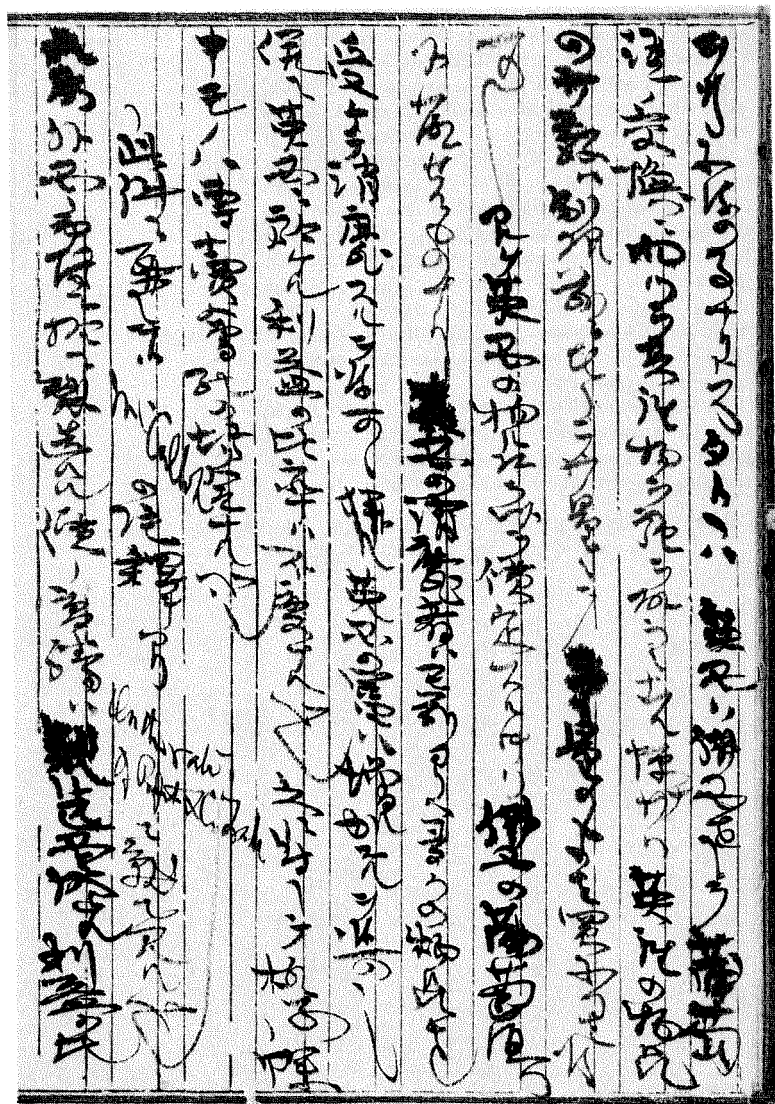


写真1 講義ノート「殖民地の本国に於ける商業上の関係」部分
 左から2行目に、二つの英文を含む行がある。
 (本文31頁参照)

discussion as the present, to enter into that course of reasoning, so close and logical as to be almost incapable of abridgment, by which M. Ricardo supports these celebrated positions. I must refer you to his work, especially the sixth chapter, and to Mr. McCulloch's notes to A. Smith on the Rate of Profit and Colonial Trade, to the review of Ricardo's work in the Edinburgh, and to the article "Colony" in the supplement to the Encyclopædia Britannica, as forming, perhaps, the most useful commentaries on it. On the other hand, as I also mentioned in my former lecture, Mr. Malthus's view of the causes which influence the rate of profit more nearly coincides with that of Adam Smith, and he considers the comparative abundance or scantiness of capital to be one of the most prominent among those causes.*

In one case, at all events, it is evident, that a rise in the price of manufactured articles in a foreign market, together with a great extension of that market, would raise the rate of profit in the manufacturing country. It would,

自由殖民法
殖民総論
殖民地経済的特性

佐藤昌介「植民論」初期講義ノート(中)

写真2 H. Merivale 著書の on Colonial Trade and the "Colonial System"の部分

佐藤昌介の初期講義ノートは、佐藤の自筆(毛筆)によるものであり、とくに解説の困難であった箇所は、時々でてくる欧文の部分である。しばしば、それは、毛筆の記載からだけでは解説が不可能であった。欧文は、英語と独語であつて、前号にも記したように、その解説には、本研究科西洋文学講座の長尾輝彦教授と西洋史学講座の長谷川貴彦助教授の協力をいただいた。長尾氏には、筆記欧文の大部分を、仔細に検討して解説していただいた。これも前号に記したように、長谷川氏は、本学附属図書館、貴重書庫にある佐藤昌介文庫の欧文の植民学関連図書を閲覧され、それらに佐藤昌介が自筆の書き込みをしていることを見いだされた。佐藤昌介の書き込みなど

を検討すると、佐藤が、この講義ノートを作成するにあたって当時の欧米の植民学関連文献に大きく依拠していたことが分かる。

難読部分の解説にあたつてとくに参考になったのが、Herman Merivale 著「Lectures on Colonization And Colonies」Longman, Orme, Brown, Green, and Longmans: London 1841, vol. 1・1842, vol. 2 である。参考になった一例を示す。たとえば、写真 1 に掲げたのは講義ノートの「殖民地の本国に於ける商業上の関係」の部分である。後ろから二行目（二字下げの行）の佐藤の二ヶ所の英文の記載は、ほとんど解説不可能である。

一方、Merivale の「Lectures on Colonization And Colonies」vol. 1 の「On Colonial Trade and the "Colonial System"」(Lect. VII) 一九二頁を、写真 2 に掲げた。四行目からの「I must refer you to his work, especially the sixth chapter, and to Mr. McCulloch's note to A. Smith on the Rate of Profit and Colonial Trade ……」の部分だが、佐藤の講義ノートの前述の後ろから二行目の部分に使われていることが分かる。メルヴィルの文章によつて、講義ノートの英文を含む当該の一行は、「此件ニ関シテハ McCulloch の注釈アリ On the Rate of Profit & C^t Trade ニ就て見ルベシ」と解説できたのである。講義ノートのこの部分で、A. スミスと D. リカードの利潤論争が詳しく言及されていることなど、メルヴィルの著書からの知の摂取そのものである。これは、一例であるが、こうして佐藤の講義ノートが、メルヴィルをしばしば参照していることも確かめられた。

H. メルヴィルは、大英帝国の植民地官僚であつた。「Lectures on Colonization And Colonies」全二巻の目次を掲げておこう。著書の目次には、更に詳しい細目目次があるが、ここでは、とりあえず、大目次のみを掲げる。

第一分冊

第一部 現代ヨーロッパ植民地の進歩の歴史的説明

第一講 大陸アメリカにおけるスペイン植民地の説明

第二講 西インドのスペイン植民地

第三講 イギリスの植民の歴史の概要

第四講 現今、北アメリカ、南アフリカそしてオーストラリアのイギリス植民地の概要

第二部 本国における植民の経済的影響

第五講 人口と資産の増加における移民の影響、そして本国における資本と労働者の関係について

第六講 本国の資産に対する、植民の進行による資産の移出の影響

第七講 植民地との貿易と植民地のシステムについて、本国の資産への影響として

第八講 つづき

第三部 植民地の資産と社会の進歩

第九講 新植民地における繁栄の要素、土地、資本と労働力

第一〇講 植民地へ労働力の供給確保するための方法

第一一講 つづき

第二分冊

第三部 つづき

第二二講 囚人労働の使用

第二三講 奴隷や囚人以外の労働者を得る方法

第二四講 新植民地における土地払い下げ

第二五講 新植民地における自由譲渡と低下販売による払い下げ、とくに北米での調査

第二六講 植民地における土地高価払い下げ、南オーストラリアの事例

第二七講 新植民地における土地払い下げに関連するいくつかの問題についての調査

第二八講 植民地政府の先住民に対する政策、保護と文明化の観点から

第二九講 つづき

第二〇講 植民地の富の増加

第二一講 植民地歳入の支出

第二二講 植民地地域の社会と政治の特性

現在、北海道大学付属図書館、佐藤昌介文庫に所蔵されているH.メルヴィルの「Lectures on Colonization And Colonies」二巻は、ともに背表紙が剝落しており、相当に使用された形跡がある。それは、ほかのシリーズ(J. R. Seely)やウェークフィールド(E. D. Wakefield)らの、当時、知られていた植民論関係の著作に較べても汚損がとくに激しく、佐藤がしばしばメルヴィルの著書を手にしたことを窺わせる。

メルヴィルの目次、第一八講の「植民地政府の先住民に対する政策、保護と文明化の観点から」（原文、Policy of Colonial Governments towards Native Tribes, as regards their Protection and their Civilization）も、アイヌ民族が先住しており、民族問題を抱えている北海道植民政策との関連性が注目される。前述したように、佐藤昌介初期講義ノートの「植民地政府の土蕃に対する政略」は、次号に掲載する予定である。

北大付属図書館佐藤昌介文庫に所蔵されているメルヴィルの著作の表紙を写真3に掲げる。写真4は、佐藤昌介の書き込みの一例である。「植民地ノ進歩」という書き込みは、写真1の講義ノートの筆跡からも分かるように、まちがいなく佐藤昌介のそれである。ただし、メルヴィルの著作への佐藤昌介の書き込みは、あまり多くない。一見した限りでは、引用部分の多くには、書き込みがないのである。これは、次ぎに掲げるシーリーの著作への書き込みに見られる或る多彩さとは、やや異なっている。

シーリーやウーエクフィードの植民論関係著作も、佐藤昌介文庫に所蔵されている。一九世紀なかばから二〇世紀なかば過ぎに至るまで大英帝国のベストセラーであったJ. R. Seely「The Expansion of England Two Courses of Lectures」、また、新渡戸稲造文庫にも所蔵されているE. D. Wakefield「A View of The Art of Colonization」1849などである。

付記、凡例は、前号同様であり、省略した。佐藤昌介文庫の欧米の植民学関連図書について、述べたように長谷川貴彦氏からいろいろの貴重な教示をいただいた。欧文解説に尽力していただいた長尾輝彦氏とともに感謝を申し上げたい。本研究は、科学研究費・基盤研究（C）（2）研究課題「札幌農学校・北海道帝国大学における植民学の展開にかんする基礎的研究」によっている。

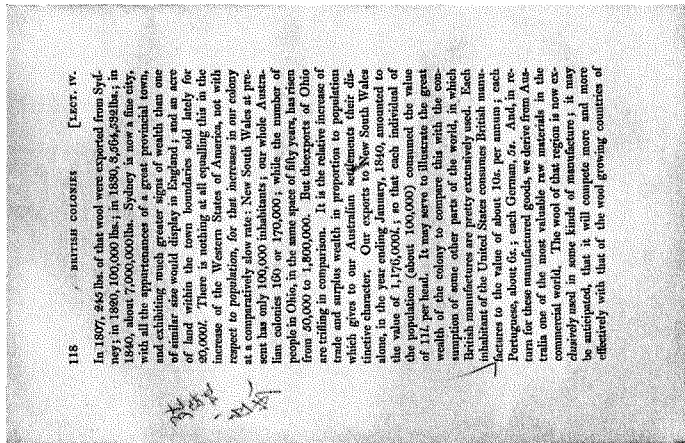


写真 4 佐藤昌介の書き込み (朱書き)
「殖民地ノ進歩」とマーキング

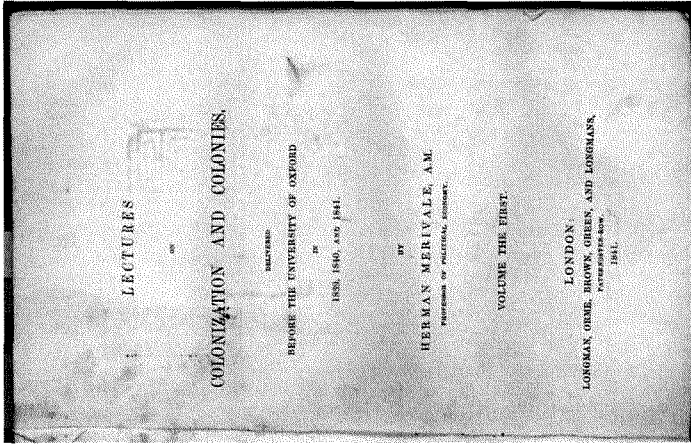


写真 3 H. Merivale 著書の表紙

勞力ノ供給ヲ得ル一法及土地私下の原則及方法

西印度及北米ノ南方州ニテ煙草及米を産スル地方ニ於テ英國より Indented Servants ナルもの招キたり、之ニ散スルニ高給料を以テス、船長ハ此等勞力者を搭載シテ益を得ルを以て往々不正の事をナシテ勞力を連レ来りたり、其貧困ナルものハ船賃を払ふ能ハス、遂ニ奴隷ノ如キ有様トナリ以テ之ヲ払ふ、之ヲ買ひしものハ市場に出シテ売ル。勞力欠乏ヨリシテ移住者ハ誘惑シテ脱走セシムル弊アリ。且ツ又タ土地多キヲ以テ遂ニ全ク脱走シテ独立ヲ企ツ。如此方法ニテ勞力ヲ供給シテ確實ナル能ハサルヲ以テ遂ニ奴隷ヲ輸入スルニ至りたり、併シ該法ハ米國革命の頃迄多少行ハル。之ト異ナリテ更ニ方法ヲ呈出セルものアリ

其勞力ナルものハ特別の人ニ向ツテ供給スル事ヲ余儀ナクスルものニ非スシテ勞力者ハ各自ニ其主人ヲ択ひ且つ序々ニ航海移住の費用を払ハシむト云ふニアリ、二法アリ、一ハ勞力者の給料ニ直接税ヲ課シテ払ハシムト云ふ、其（欄外「實際困難」）方法ハ殖民地ニ役所を開キ勞力者移住ニ応シテ其姓名ヲ登録シ其船賃及生命保険料ヲ借方トナシ置、而シテ何レの処ナリニ於テ選むニ俟セ勞働シ政府も毎週又ハ毎年之ヲ払ハシむト、是レ殖民地ノ如キ場処ニ於テ行ハルベカラス、勞働賃ヨリシテ航海賃ヲ払ふ約ニテ勞働者ヲ移住セシムルハ到底行ハルベカラス。該法行ハルベカラサルものトセハ更ニ一法アリ、曰ク殖民地ニ於テ勞働者ヲ使用スルものニ課税シ雇主ヨリ之を払ハシむ、如此課税ハ徴収ニ困難ナラス、雇主之ヲ支払ふ、雖然雇主之ヲ支払ふものニ非ス、其實勞力者之ヲ払ふ、如何トナレハ課税丈給料を安クスルノ必要アルヲ以テナリ、併シ給料を減シテ勞力者の生活を減スルハ不可ナリ、依テ或ハ間税ヲ各勞働

者の輸入セルものニ課せんト云ふ、何レの方法ヲ用ユルと雖トモ殖民地の土地ニシテ自由ニ之ヲ得ル事ナレハ勞力者ハ其地位ニ甘んぜず、其業ヲ抛ツテ農家トナリ依旧勞力ハ欠乏せん。

此困難ヲ矯正せんか爲め二千八百三十年の頃殖民協會より官有地ニ稍高価ナル地価ヲ付与シ其收入を以テ移住費ニ充て勞力者ヲシテ容易ニ土地ヲ得ルこと能ハザらしむ、此同の結果ヨリシテ南澳太利亜の基礎を置けり、多少此主義を拡張シテ澳州ノ殖民地ニ使用せり。此理を了解せんニハ先ツ殖民の目的ニ関シ一定の思想ヲ定むルヲ要ス、政事上の目的ハ置テ論セス經濟上の目的ハ二様アリ

(1) 本国ニ於テ職業ナキ又ハ職業ヲ得ルも良好ナラサルものニ其生活境遇ヲ改良増進スルの利益

(2) 本国の商業ニ向ツテ新奇の市場ヲ創造スルもの

此二個の目的ハ實際ニ於て一樣ニ併行ス、各移民ニして其本国ニ於てハ不生産的ナルものハ之ヲ殖民地の新土ニ移住スルトキハ本国の利益ニ向ツテ有要ナル物品ヲ生産スルものタリ、而シテ又タ本国の生産物ノ購買者タリ、其地位境遇改良シ購買力ヲ増ス事ハ其生産物を増セルの度ニ殆んど相敵ス

雖然已上ノ兩条件尽トク併行スルものニ非ス、同一の進歩ヲナスものニ非ス、殖民地中移住ニ適セルものアリ、又タ単ニ貿易ニ適セルものアリ、又タ生産費少ナクも生産多キものアリ、又タ交換ニ供スル生産物の甚タ少ナクも移住民ノ多数ヲ容ル、の場処ニ乏シカラス。例令ハ千八百二十年より四十年ノ頃迄ニ新ブランシウヰク州ニ於テ人口及輸出ハ弐倍せり、新南威里ニハ參倍の人口ヲ同時ニ増加せり、而シテ其輸出ハ十五倍せり、サレハ新南威里ニ於てハ人口ニ比スレハ輸出ハ新ブランより五倍早し、新南威里ニ於てハ米國よりハ速ニ価の產出者たり、併シ該州ハ其距離遠キを以テ米國の如ク人口の移住ニハ左程適セス、サレハ米國の殖民ハ人口ヲ増シ、新威里の殖民ハ貿易ヲ増ス。

新南威利ニ於テ生産物の多額ナルハ囚徒の使用ニ依ルと雖トモ又タ天然の形勢ハ羊毛の産出ニ適セルカ為めナリ、羊毛の産出ハ他のもニ比スレハ資本ヲ要スル事多ク労力を要スル事少ナシ、即チ海外ノ輸出産ニ適當セルものナリ。殖民ノ目的及其特別ノ形勢如此、此ノ兩件の目的ヲ達せん為め官有地の払下を如何んせハ可ナラン、即チ移民ニホムヲ準備スル事及ひ最も富実ヲ生スル殖民ヲ誘引スルカ為めニ如何せハ可ナラン、只宗教及教育の目的ニ対してハ特異ナリトス。

世の論者ハ往々資本ニ乏シキ過剰の人口ヲ爰ニ移ストキハ生活ヲ得ル容易ナラン、雖然独り労力のみにて之ヲ開墾シ得ベカラス、必ス資本ヲ要ス、サレハ富実と貿易ヲ増進スルカ為めニ又タ貧窮の人口ニ職業を与ル為めニ最も便宜の比率ニ於て資本及労力ヲ得ル様ニ土地の払下ヲ行ふを要ス、而シテ此比率ハ大ニ殖民地の性質ニ依ル、即チ殖民地ハ輸出品ヲ生スル国ナルカ又ハ然ラサルニ依テ異ナラサルヲ得ス、前者ナレハ大ニ資本を要シ後者ナレハ左程要セサルものナリ。

(欄外「1. Free Grant System 2. Convict Labor 3. Road & Surveying」) 然而何レニ於て殖民者カ其資本ヲシテ成効多カリケルニハ土地労力及準備ヲ要ス、準備トハ乃チ精密ナル測量、交通の便利、看護及防禦、其他の予備はレナリ。此等の必要ヲシテ安直ニ得ルハ資本ヲ助け利純^(純)ヲ得ルの道ナリトス、若シ土地ニシテ無代価ナルトキハ労力の為めニ又タ公共の便利の為めニ費スベキ部分アリ。若シ又タ労力安直ナルトキハ土地を測量等の準備ノ為めニ要せん。若シ国家ハ道路ノ新築及測量の費用を負担スルトキハ殖民者の資本ハ土地及労力の為めニ費せん。殖民者ニ取りテ国家ハ其財本ヲ費消スル方法ハ經濟上何レニ於ても同一ナラン、其財本ハ乃チ荒蕪地或ハ之ヲ売払ふて得ル資金ナリトス。此財本ヲ何レニ使用スレハ移民の為めニ可ナリやと云ふヲ研究スルを要ス。

(欄外「(1)」) 北米の如キ版図広大地味肥沃ナル邦土ヲ殖民地トせんカ、其氣候風土敢テ特別ニ輸出品の最高価のものヲ産スルニ適セス、之ヲ産スルニハ大資本ヲ要ス、併シ生活ニ必要ナルものハ過分ニ之ヲ産ス。

政府若シ此等の土地ヲ無代価ニテ(宅田律) 現在の移民ニ下付スルモノトせんカ、或ハ其結果如此ナらん
資本家の之ニ来リテ農業ヲ大ニ起ス事少ナシ、之ヲ起スも成効ヲ見ス

(欄外「上等の移民」 「格別ノ利ナケレハ来ラス」) 如何トナレハ勞力者ハ其地位ニ安んセス、澳州ノ移民ノ如キ然リ、殊ニ產物ハ特ニ有価最高のものニ非サルトキハ尚然リトス、蓋シ成シ難キニ非ス、難キカ為めナリ——勞力ノ維持困難——資本家ノ落胆

(欄外「II、下等の移民」 「格別ノ利を欲シテ赤手来ル」) 殖民地ノ好況ニ誘ハレ将来ノ好運を予想シテ貧窮ナル移民之レニ来ル、彼輩資本もナク經驗もナシ、彼輩資本ト家ト相一致スル事能ハス、資本ハ又タ勞力の不確實ナルを、其来ルヤ遅シ、サレハ希望の土地ハ失望の土地ト化せん、彼輩ハ資本の成長及職業の増加を追ひ待ツテ来ルを要ス。勞力者の失望——

(欄外「III中等の種族」 「無代価交付即チ宅田律ノ如キ適ス」) 移住民中等種類ハ自ラ勞働シ多少の資金を以テ来ルもの、即チ弐三年間ハ其衣食ヲ支ふるニ堪ユルものナレハ必ス殊更昌ユルの望多し、如此移民ニハ荒蕪地の価貴ケレハ移住の食ヲ絶たん、其携帯セル資本ハ漸ク森林ヲ伐採シ收穫ヲ得ル迄支ひ得可キを以テナリ、加奈他ノ殖民地ニ於テハ少ナクモ一ヶ年半ヲ維持スルノ貯蓄ヲ要ス、而シテ此等の事業ニ対シテ金融ヲナセル債主ハ其返債ヲ得ルニハ三四乃至五年ヲ猶予セサルベカラス。自由ノ土地下付尤モ之ニ適ス、併シカクナスニハ勞力の過分の供給を得ル能ハス、又タ大利益及暴富を望む能ハス、如此土地ハ大金大利益ヲ賭スル土地ニ非ス、思慮遠謀アル温厚の移民カ安全ニ移住

シ得可キ土地ナリトス

然レトモ若シ国ニシテ資本ヲ益テ特産物ヲ出シテ適々彼ノ砂糖、珈琲、綿を産スル事彼ノ西印度ノ如キ、又ハ米

（欄外「第一ノ不利。」）国ノ南方の如キ、或ハ鉱物ニ富ミ、又ハ牧羊ニ適スルカ事壞州の如キものナレハ、自由ノ下付ニテ土地ヲ移民ニ与ルハ如此土地ヲ開發スルニ適セス、勞力者ハ速ニ自由ノ地主タルを以テ之ヲ得ル事難ク、又タ資本ヲ貯蓄スル事難し、是レ即チ第一の不利ナリ

（欄外「第二ノ不利。」）第二の不利ハ地主ヲシテ土地ヲ耕作セシムルニ於テ困難ナリ、是レ実ニ殖民地ノ一大障害ナリ、サレハ既ニ開發セル処ニ不毛の土地なし。人ヲ散疎ナラシめ、交通ヲ不便ナラシむ、土地ヲ修覆スルニ費用を要ス、是ハ実ニ不利ナリトス

（欄外「第三ノ不利」）第三の不利ハ土地ヲ得ル事容易ナルを以テ旧地ヲ捨テ、新地ヲ得ル為め人口ヲ散セシむ如此弊害アルを以テ遂ニ南嶼方法ト称スル土地払下法ヲ施スニ至レリ、其出所ハ左ノ如シ

千八百三十年殖民協會ノ一時出板物——千八百二十九年 Wakefield 氏のシドニーより手管氏ノ著、英国及亞米利加——千八百三十六年荒蕪地委員ニ對シテ答。

Torrens 氏ノ南嶼ノ殖民——之ニ對してハマクロ氏ノ注解（亞氏ノ經濟書）等ナリトス、其原理如此

(1) 殖民地の繁榮ハ勞力ノ供給充分ナルニヨル、其供給ハ資本家カ土地ヲ耕作スル其面積ノ比率ト相對向セサルベカラス

（欄外「勞力者トスル事難シ本道ノ反對ナリ」）（2）其勞力ノ供給ハ本国又ハ他の人口稠密ナル処より勞力者ヲ輸入

シ、少ナクモ兩三年間ハ勞力者トシテ給料を以テ生活スル様ニナシ置カサルベカラス

(3) 土地払下代より収入スルものハ勞力輸入ノ費用を償却スヘキ最良の財源ナリトス

(欄外「進歩ヲ妨害スルもの説」)(4) 勞力者の急速ニ独立の農家タルヲ妨クルニハ地価ヲシテ充分高価ニ売ルヲ要ス

(5) 土地払下より収入スルものハ尽トク之ヲ勞力輸入ノ費用ニ充ツベシ、全収入ヲ斯ク使用スルを以テ土地、勞力及資本の確實ナル權衡ヲ得可シ

(6) 土地の払下ハ其位地及肥瘠ニ関セス平等の価格ヲ以テ払下ハ競売スベカラス

(7) 該法ハ人口ヲ集合せしめ之ヲ散在せしめサルものトス。

已上ノ説ヲ一々講究シ其利害ヲ陳べん、而シテ終ハリニ至リ英國の旧法タル自由下付(Free Grant)、米国の法タル低価払下、及近代ノ法タル稍高価払下ヲ述べん

(欄外「贊」) 第一の説ニ對シテ贊成スルものハ曰ク、爰ニ四人ノ勞力者ハ各五十英町の土地ヲ得テ之ヲ四ヶ所の離タル所ニ於テ移住セハ、其家屋ノ構造、道路ノ建築、農産の販路等ニ就テ時ト財ヲ要サン、若し其土地ハ適當の土地価ヲ以テ之ヲ資本家ニ払下け忒百英町ヲ耕作せしめ、四人の勞力者ハ之ニ雇ハレハ資本ト勞力ト合シテ四人別々に産出スルよりハ四倍の農産物ヲ出サン

已上の説ハ五十英町宛平等の肥沃ナルを推想ス

(欄外「反」) 雖然平等の肥沃の土地ハ何レニ於ても広クアルもの稀レナリ、却テ各所ニ散在ス、殊ニ奥州の如キハ肥瘠相錯牙シ居ルナリ、旧国ニ於テハ肥瘠の土地諸々耕作セルヲ以テ忒百英町其他一処ニ耕作ス、如此地ニアリテハ

一処ニ耕作スルハ二三二分テ耕作スルヨリ能生産ヲ生せん（總生産ハ然ラス却テ少ナシ）

新国ニ於てハ肥沃の土地ヲ選んテ耕作スルを以テ稍広キ土地トナレハ各所ニ散在スルを要ス、サレハ移民ハ所々ニ散在シテ肥沃の土地を耕作スルカ或ハ資本勞力合併の策孰レカを選ふヲ要ス、移民尤も肥沃の土地ヲ選ふ方ナリ、サレハ土地ハ自由払下カ或ハ一定の低価ニテ得ラル可シ、サレハ澳州方法的ノ論者ハ旧国ノ現象を以テ新国ニ適用せんトス、誤リト云フベシ、殖民者の大利益ハ肥沃の土地ヲ生産の機關ニテ用ユルニアリ、サレハ初めハ小代掛（マダ）の農家の移住スルハ適當ナリ、肥瘠混交シテ耕作スルニ非スンハ勞力及資本の合併期シ難シ、勞力及資本合併セサルも一國の富実及人口増進スルハ米國のヲハヨ州ノ如キ是レナリ、普通の農家其移民タルニ過キサリシナリ、合併ヲ要スルハ輸出品生産の國ニ於てのみ必要ナリトス。

第二ノ説ニ對してハ云はん、勞力の供給ハ從屬者ヲ以テ得ル事能ハスンハ自由移住ニヨルノ外ナシ、而シテ其移住者カ土地の所有者タル事ヲ得ルの遲速ハ全ク殖民地の性質ニヨル、米國ノ伐木家ハ早く農家トナリ、澳州ハ牧畜家たり、移住家ハ長ク勞力者を維持スルことのみ心掛クベカラス

（マクロ氏曰ク、地価高キトキハ勞力ヲ得ルの資本少ナシ）

スロプ曰ク、新開の國ニ於テ土地ヲ得ル事易クバ給料ハ最高ナリ、最高トハ資本ニ利益を残セル後ナリ、移住者ノ競争ト高価ナル為め土地を購求スルの困難ハ勞力ノ供給を増シ其給料ヲ卑スルモノナリ、然レトモ輸出品ヲ産スル殖民地ニ於てハ給料高クも全ク之ヲ得ル事ノ難キニアリトス、資本家ハ勞力者ナキの地ニ於てハ資本ヲ注入セス、勞力アリ、資本來り、両方合併シテ給料も高ク利益も多キ訳ナリ

（欄外「3」）第三ノ説ニ對シテ云はん、英國ノ殖民地ハ之レカ為めニ大ニ利益ヲ得たり

(欄外「(4)」) 第四の説ニ対シテ充分の高価トハ抑も何ニを云ふや、旧国ニ於ケル土地の価ハ其收入ニヨリテ之ヲ決定ス。一ヶ年ノ所得ハ之ヲ得ル事難カラス、又タ数年買ハ利足の比率を以テ之を知ル。然トモ新国ニ於ケル地価ハ何もナシ、買者ハ資本ト労力を費シテ之ヨリ收入ヲ得んと欲ス、サレハ土地の価ハ全ク arbitrary ナリ、差等価格ナルも或ハ同等ノ価格ナルも凡テ arbitrary ナリトス

(欄外「税ナリ価ナラス」) 政府ハ投機者ニ対シテ税ヲ課せん、乃チ土地ノ購得者カ利益ヲ得んとスル希望ニ対シテ之ヲ課せん、是レ auction の売方ナリトス。或ハ同等の税を土地購求者ニ課せん、是レ同等価格ノ売方ナリ。両様も税ナリ、価ナラストナス

然ラハ則チ充分の価格トハ何んぞ、両個の条件ニ対スルもの曰ク

(1) 労力者社会ニテ要スル人口の土地ヲ買ひ過ギルを妨キ得ル価——(2) 土地購買者ヲシテ労力の必要ナルものヲ得サシメルもの。

タトヘハ、南塙州ニ於、百英町ハ三人ノ労力ヲ要ス——一家四人——而シテ一処十五磅の渡航費ヲ要ス、同費用ハ一八〇磅ナリ、然ラハ土地充分の価ハ

一エーカニ付一磅十六志ナラン、并ニ子供等ナキモノトセハ一エーカ十九志ナラン、此価ハ労力者ヲシテ急速ニ土地ヲ買ふ事ヲ妨ク事ヲ得ん、其価充分ナルベシ

(欄外「(3)」) 如此ナルを以テ第五説ニ云ひシ土地払下代の全收入ハ移住者ヲ渡航セシムル目的ニ対シテ之ヲ使用シ得可シ、如此シテ初めテ土地、労力及資本の権衡ヲ保持スルを得可シ

蓋シ労力ノ供給ト耕作スル土地ノ面積ニ於テ比率アリ、此比率ヲ誤レハ一方ニ於テハ under peopled の邦トナル、

土地ヲ疎放ニ耕作シ人口ハ散在ス、一方ニ於テハ *over peopled* の邦トナリ、勞力者の競争ハ雇銀ヲ最小トナシ資本家ノ競争ハ物価ヲ最小トナシ土地ハ人民ヲ養ふニ足ラス、此比率ヲ保持スル爲めニハ勞力者ノ移住ト荒蕪地ノ佃トも一定ノ比率ヲ待つを要ス、之ヲ保維スルニハ第一正當の佃ヲ先ツ第一ニ定め其佃ノ全額ヲ以テ移住ニ用ユベシ、或ハ最初ニ必要ナル勞力ノ供給ヲ得ルヨリハ高キ佃ヲ得ん、其場合ニハ余分ノ金ヲ他ノ目的ニ向ツテ使用シ以テ土地ト勞力トの比率を維持せん、併シ土地ノ耕作ニ制限ヲ置ク事ハ免ル、能ハス、佃ニシテ安直ナレハ多クノ土地ヲ得又タ多クノ勞力者を養ひ勞力者ハ又タ生産ヲ出スヤ多カラン、而シテ財本ニシテ要スルものハ生産セルものニ課税シテ徴収スルヲ得ん云々、是レウキークヘキールトの言ナリ。

雖然、此充分ナル佃ヲ得ルニ困難ナルアリ、論者ハ勞力者の或數ハ土地の或地積ヲ耕作スルニ必要ナリ、雖然、自然ナルものハ決シテ如此數ヲ有セス、百エーカーヲ耕作スルニ或ハ四人ヲ要せん、然レトモ六人ハ或ハ之ヲ尚生産的トナスベシ、四人ヲ得ルカ又ハ六人ヲ得ルカハ給料の多少ニ依らん、サレハ四人ハ百英町ニ足レリト云ふハ或給料ニテ然らん、給料ニテ安ケレハ六人ヲ要スルハ尚可ナらん、移住ニシテ多カラハ尚給料の減スルヲ見ん、地積ニ比シテ勞力者の數多ケレハ多キ程給料安らん、サレハ資本家ニ取リてハ勞力者ヲ得ル事容易ナラハ尚多クの佃ヲ好んで払はん歟、故ニ土地充分の佃ナルものハ何人と雖トモ之ヲ払ふヲ肯スルものヲ云ふ、是レ一ノ反對説ナリ

該説ヲ主張スルものハ勞力者ヲシテ土地ヲ買ハシむル事を或時ノ間制限スルヲ以テ可ナリトスルカ如シ、然レトモ此時タルヤ殖民地ノ形勢達セスンハ明瞭ニ知ル事能ハス、然レトモ多分三四年間ならん

然ルニウエキ氏ノ方法ハ買入レタル土地ノ面積ニ比シテ勞力の供給ヲ限ルナリ、百英町の土地ノ下佃ハ該面積ヲ耕作スルニ必要ナル勞力ヲ輸入スベシトナス、而シテ勞力者カ逐次農家トナリテ勞力者タラヌ事の見込ヲ付ケス、

尤モ人口自然ノ蕃殖ハ之ヲ留めん、併シ幼稚の殖民地ニ於てハ之ヲ期シ難シ、サレハ新移ノ農家ニシテ勞力ヲ要スル人と旧来ノ移民ニシテ勞力者ヲ失ひしモノ、間ニ競争ハ起らん、然ニ其勞力者ハ新來移民ノ費用ナリトス、是ヲ以テ給料ハ騰貴せん、土地ノ購得者ハ其費用ニ對シテ利益ヲ得ル事少ナシ、而シテ土地ト勞力トの權衡ハ妨害セラレ充分の価値ナルもの遂ニ其効ヲ失はん

更ニ又タ困難ナルハ該説ノ主張者ハ兩個の目的を有ス

一ハ充分ノ勞力者ヲ得ル事、一ハ此等の勞力者ヲシテ或時ノ間土地を買ふ能ハザラシムル事、サレハ一方ニ對シテハ充分ナルも一方ニ對シテハ甚タ不充分ナリ、土地の性質ト耕作スル植物の如何ニヨル、砂糖、珈琲、煙草の如キハ小面積ニ耕作ヲ注意スルを要ス、是ヲ以テ土地ニ比シテ農作人口多シ、西印度諸島の如キ然リ、然ニ他ノ輸出品ハ土地広ク人口少ナキを要ス、牧畜ノ如キ然リ、南米より輸出スル製革、南嶼ヨリ輸出スル羊毛ノ如キ然リトナス、暖帶地方ハ小面積多人數ヲ要ス、以テ富ヲナス、嶼州ハエーカヨリ寧ロ平方里ヲ要ス、少數ノ護羊者アレハ足レリ、然ラハ則チ地価ヲ定むルニハ其實価ヲ以テ足レリトせん、即チ生産ノ多寡、勞力及資本の費用ニテ足レリトせん、併シ一方ニ於てハ勞力者ヲシテ地主タルヲ留むルノ策アリ、カクスルニハ価ハ高キを要ス、蓋シ輸出品ヲ生産スル為めニハ殖民地ニ於テ大困難アラん、然レトモ勞力者ノ必要品ヲ産スルニハ其差少ナカらん、Guianaニ於ケルエーカの糖田ハ嶼州ノ農地ノ五十英町ニ於ケルカ如キ純益ト勞力者ヲ要セン、併シ勞力者ノ生活ヲ維持スルニハ兩國トモ同一ナラん、此説定テ真ナラシめハGuianaニ於ケル勞力ヲ得ルハ嶼州ヨリ五十倍高ク、土地ヲ購買スルを制限スル必要の価格ハ共ニ同一ならん、Both Endsヲシテmeetセシむル實ニ難シトナス

（欄外「第六」）第六ノ一定ノ価格ヲ定めテ之を払下クルハ充分適當の価ヲ発見シ得ル見込ニ依ル、果シテ然ラハ競売ハ不利ナリ、之ヲ競売ニせんカ或ハ其適當の価ヨリ卑キコトアリ、又タ高キコトあり、若シ卑ケレハ勞力者の必要ナル数ヲ得ル事難ク、又タ制限を小資本家ノ買方ニ置クコト能ハス、之ニ反シ価高ケレハ移住者ニ対シ不必要ノ課税ヲ置クニ齊シ、如此資本ハ之ヲ開墾入費ニ充ツルヲ得ん

此充分適當ナル地価ヲ発見シ得ル説ハ取ル事能ハサルも、土地の払下ハ實際一定ノ価格ヲ以テ払下クルの価アルニ若カス

蓋シ一考セハ、或ハ競争ハ理アルカ如シ、新殖民地ニ於ケル土地ハ肥瘠実ニ相違ス、其地位も亦タ異ナレリ、水流ニ面セル地、又ハ河港ニ近キ地アリ、又ハ市街ニナラントスル地アリ、之等ハ地味同等ナルも其地位より高価を博シ得ん

（欄外「競買ニセサル疑問、」）然ラハ何故ニ其平均価——一定の価——ト其競売より来ル高価の差異ヲシテ殖民地政府の收入ヨリ失ハしむル歟、蓋シ競争ノ売買価の平均価ハ一定ノ価ニ齊シキものナリ、競売買者の好んで与フルものを何故ニ取ラサルカ、是レ反問ナリトス

（欄外「其答。」）蓋シ土地ナルも天然ノ俣にてハ価格ナシ、天然の俣ナレハ資本を注入スル事多ケレハ收入も亦タ多キ理ナリ、故ニ移住者ヨリ地価トシテ其資財を減スル事少ナケレハ其丈開墾ニ注入スルものナリ。故ニ Preliminary Taxation 即チ地価を多く徴收スルハ無理ナリ、ソノ之を取ルハ全ク或ハ目的ヲ達スル為めナリ、其目的ヲ達セハ余ハ取ルニ及ハス、殖民地ノ地価ヨリ徴收スルものハ為めニ増加スルも殖民者の生産的財本ハ為めニ減せん

蓋シ新開地に於テハ自由下付の法ハ自然法ナリ、一定の価格法ハ之ト同一ノ目的ヲ果スナリ、肥沃の地ヨリ始めテ

瘠地ニ及ス、併シ競買ナレハ資力ニ乏シキものハ瘠地ヲ得ル、如此人ハ或ハ勞力者トスル方ヨリ又タ自然ノ發達ヲ成人ナラシむルニ於テ妨けあり。

此他ニも競買の不利ハ移住者ヲシテ土地ヲ得ルニ於テ遲緩ナらしむ。同盟シテ地価ヲ下けんトス、現移住者ハ失望ヲ来ス、併シ反對者ハ又タ一定ノ価格ナルトキハ資本家買占の弊あり

米國ノ競買法ヲ説けり

(欄外「第七、」該法ハ人口ノ散在を防キ之ヲシテ集合せしむ、蓋シ同一ノ價格を以テ払下げ、又タ土地ト勞力と一定ノ權衡ヲ得ルを以テナリ

地代金支出ノ方法、

殖民地ニ於テ信用ノ基礎タルものハ土地の代金はレナリ、米國獨立の初めハ土地払下ハ実ニ新政府財政ノ基礎たりシナリ

(欄外「一論者曰ハク」蓋シ地価ノ一部ハ之ヲ移住費ニ用ひ、一部ハ之を他ニ用ユルを得ル、如此場合ニ於テハ信用ヲ得ルニハ移住費ニ充ルもの丈ニナラス、コハ却テ殖民地を利ス、移民ノ数多けれハ給料安直ナリ、資本家ハ誘引セラルベシ、起業ハ大ニ進むベシ、為めニ土地の払下ハ大ニ進むニ至らん、是レ實ニ然らん、然レトモ移民等ハ業務アルヲ待テ新殖民ニ来ルハ危險ナリ、實際業務のアルを待ツベシ、且ツ又タ殖民ノ進歩ニ伴ヒ該財源ハ漸次減少スベシ、如此財源ニ對シテ初めヨリ利息を付けて運用せんトスルハ甚タ不利ナリトス

測量費及道路費ハ地価ノ一部を以テ払ふハ至当ナリ、米國ニ於テハ地方税を課シテ之を建築ス、中米政府ハ直ニ土地を払下クルニ止マル。

加奈他土地会社——ノハスコチャ会社——道路改良事業を為ス。

土地払下の方法、

歴史的ヨリ研究スルトキハ自由払下ハ北米英國殖民地——低価払下ハ合衆國、高価払下ハ壞州ナリトス

ダラム候⁽¹⁷⁷⁶⁾曰ク、最善最悪成ハナカラむ、結果得可キハ公有地払下ニ関スル官權ナリトス、如此該事務ハ緊要ナルモノナリ、殖民地ニ於テハ多ク殖民地政府ニ於テ之を執行スルを否トス、蓋シ該事務ハ全ク地方的ナリ、實地ノ知識ヲ要ス、サレハ殖民地ニシテ稍進歩セルモノナレハ之ヲ其議會ニ於テ法律ヲ定めテ執行シテ可ナリト云ふ

只本國政府ニ於テ殖民地土地の払下ニ関シ干涉シ得可キ道理ハ其過剩の人口ヲ移住セシムル利害ニ関スルを以テナリ

往時ヨリ一般ノ信スル所。荒蕪地ヲ無代価ニ交付スルを以テ完全ナリトス、然レトモ其移住者ハ現住者ニシテ其土地ヲ開墾スヘキ資力アルモノニシテ全ク富ヲ生スル事確實ナル場合ニ於テ然リトナス、然レトモ之ニ反シ之ヲ新墾開發セシムハ甚タ他の移住者ハ迷惑スベシ、此証拠、即チ現住開墾の証拠を發見スルハ實ニ困難ナリトス、欺騙ヲ防クニハ他ナシ、条件付ケトナスニアリ、即チ開墾セシムハ取揚ル事トナス、或ハ適宜ノ税又ハ永代代ヲ荒蕪地のみ又ハ凡テノ土地ニ課スヘシ、其税タルや抑圧的タラシムベカラス、併シ若シ土地ヲ所持スル事を真実好マサルトキハ之ヲ

払ふを欲せサル程度ニ於てスヘシ、然レトモ此等の条件ハ実地其効ヲ奏セス、如何トナレハ之ヲ実施スル事難キを以テナリ、実施スル事の難キハ他ナシ、移民ハ果シテ条件通り耕作セルや否ヲ視察スルハ政府ニ於て費用を要シ実行シ難ケレハナリ、科料ヲ取り税ヲ課スルも亦タ同様困難ナリシナリ

此等の反対説ハ自由交付の方法ニ適用サレたり、且ツ土地交付の濫政(abuse)大ナルを以テナリ、米國ノ殖民地及壞州ニ於ても自然ハ只土地ヲ贈遺し、殖民地政府ヲシテ自由ニ之ヲ分配せしめ、其分配ノ結果ハ社会の繁栄ニ關係ナキカ如クスベキ有様ナリシ。

(欄外「米國領有の割地ニ対土地交付ニ勝サル。兩繼の一億五千万坪ニ勝ル」其濫費ノ一二ヲ挙クレハ下加奈他ニ於テ一、四式五、〇〇〇エーカーヲ六拾人ニ下付セル事アリ、上加奈他ニ於テ一七、〇〇〇、〇〇〇エーカーヲ実測シ、式、〇〇〇、〇〇〇ヲ除キ交付シ、人口ハ僅カニ一五〇、〇〇〇人ナリキ、那スコツチャニ於テ六、〇〇〇、〇〇〇エーカーの内五、七五〇、〇〇〇ヲ交付シ給ハレル、又タエトワルト島ハ一七六七年ニ於テ一日ニ六十人の少数者に交付シ終ハレリ、永代代と現住ヲ約シテ交付セルものナリ、併シ決シテ之ヲ実行セス

土地濫用ハ年ヲ逐ふテ實際ノ耕作者ニ小部分の土地ヲ割渡スニ至らん、只耕作スル年期ヲシテ遅からしめ、又タ地価ヲシテ政府ニ帰スベキものを村主人民の手ニ帰せしむ

英國殖民地ニ於て如此失政ヲ矯正セルハ、一定の価格ヲ以テ之を払下クル法ヲ実行スルニ至リテ止む、千八百二十六年已来、加奈他ニ於テ之ヲ行ふ、併し現金上納法ハ千八百三十七年已来ナリ

(欄外「New Brunswick Nova Scotia」ノワ、スコチャ、新ブラニ於て千八百二十七年ニ競買法ヲ用ひ、新南威里ニ於て千八百三十一年ニ之ヲ用ゆ、原価五志のもの千八百三十九年ニハ拾式志トナセリ

一定の価格ヲ以テ払下けタルハ、米国政府実ニ其標準ヲナス、米国土地払下法ヲ説明セヨ

(1) 米国ノ国領地ハ人民ノ保管ナリ

(2) 一定ノ価格ヲ以テ売却ス

(3) 所持主ハ地方税ヲ出ス義務あり。

加奈他ニ於テハ武三エーカルの小面積の地処を勞力者ニ交付セル事アリ、殊ニ都會の近傍ニ於テス、又タ公道ニ沿ふテ五十英畝又ハ百英畝を資力者ニ殊更ニ交付セル事あり。

条件を充ス事能ハサルトキハ地方税の賦課、即チ荒蕪地ニ地方税ヲ課スルハ上策ナリトス

土地を高価ニ払下クル事

南境ノ殖民地ハ千八百三十六年——創立——自立ノ方法ニヨル、委員ハ貳十萬磅の殖民債ヲ起ス、一割の利子ナリ、^(ママ)低当ハ殖民地の収入ナリ

（欄外「Collateral Security」）土地ヨリ收入スルものハ担保たり、地価壹英加一磅ニ払下けたり、英國ニ於テス。

殖民地ニ於テ壹英加——拾貳志ナルものハ五百磅、一千磅、千五百磅ニ売ル事トナレリ、市街宅地ナリ、千八百四十年ニ於テ此方法ヲ廃止ス、本国ニ依ル事トナレリ

(1) 予備費ヲ備ひサル事。

- (2) 資本家ヲシテ投機的たらしめし事
- (3) 土地ハ急速ノ進歩ニ適セサル事。

殖民地ノ本国ニ於ケル關係

(I) 殖民地ノ財政、

殖民地ノ財政ニ關シ論究スヘキ所ハ殖民地ナルものハ自立タルベキカ、又ハ本国ノ扶持ヲ仰クベキものタルヤニあり、之を歴史ニ徴スルニ、殖民地ヨリ本国ノ歳出ニ供スル為め国費ヲ出セルものあり、是れ併し甚タ稀レナリトス、又太平和ノ時代ニ於テハ更ニ本国ノ支出ヲ仰カスシテ其經費、即チ行政并保護ノ費用ヲ出シテ自立セルものはレ稍多シ、併シ英國ノ殖民地ニ於ても其經費を本国ニ仰クもの大ニ多シ

英國殖民地の歳入ハ重ニ式箇ノ税源ヨリ成立せり、即チ土地販売高及輸入品税是レナリ、税品ハ煙草、酒、珈琲等ナリトス

此等ノ海關税ヲ以テ經費トナセハ殖民地の政府を維持スルものハ重ニ其消靡者ナリ、普通ノ勞力者社会ナリ、給料ヨリ之を払ふものナリ、勞力者の給料ヨリ支出スルものナレハ給料ヲ高む、給料を高むレハ利益ヲ低下せしむ、サレハ其税タルヤ一部ハ利益ニ課シ、一部ハ富裕ナル消靡者ニ課ス。

他ハ即チ地稅ナリ、地味ニ關セス又タ生産ニ關セス。面積ニ課ス、面積ニ課スルトキハ瘠地ニ負担を重からしめ良地ニ負担を輕からしむ、雖然、殖民地ニ於てハ耕作セル土地ニ於て肥瘠ノ差異少ナシ、且ツ資本ノ放下も格別ノ差ナ

シ、只販売後直ニ課税スルトキハ殖民ノ進歩ヲシテ遅緩ナらしむ、随テ其富を減ス、併シ又タ米國ノ如ク地方税トシテ耕作の終ハル後ニ課税スルトキハ旧地を捨テ、新地ニ移転スルの憂あり、殖民地ニ於テハ租税の輕キを要ス、其發達の速カナルを欲セハ免租、又ハ減租の方法を取ルベシ

殖民地ニ於テ政府を維持スル費用の外ニ公共の制度ノ如キものを維持スル必要あり、如何んシテ之を維持せんか

（欄外「1」）土地收入ノ一部ヲ準備スル事——十分一課税の如し、現今之を行ふ事少ナシ

（欄外「2」）土地を其確定セル目的ニ対シ交付シ、其売買譲与を禁スル事、其目的ハ近傍の土地開拓スルニ随ツて地価騰貴し、遂ニ地税を出シテ之を借ルニ至ル、米國ノ学田地の如キ是レナリトス

（欄外「3」）土地ヲ交付シ、其売買譲与ニ対シ聊カ制限ヲ置ク、即チ委嘱者ヲシテ時ニ之ヲ売却シ、而シテ之ヨリ得タル金額ハ之を利益アル事業ニ注入シ、其利子ヲ使用せしむ

（欄外「4」）通常経費の如ク之を国庫ヨリ支弁ス

理論上ヨリ觀察スルトキハ、（第一ハ）肥沃地多キ処ニハ差支ナシ、若シ肥沃地面の少ナキ処ナレハ借地料トシテ地主ニ行クベキものを課スルナリ、東洋諸國の如キハ然リトナス。併シ地瘦せ来ルトキハ之ヲシテ生産せしめんニハ資本ヲ注入セサルベカラス、故ニ之ニ課税スルトキハ改良ニ課税ス、其利益ハ借地料ナラスシテ改良ニ対スル利益ナリトス

第二ハ殖民ノ進歩ニ妨害アリト云ふ、併シ方法ニよりてハ然ラス

第三ハ濫売の弊あり、併シJudgementヲ得レハ良法ナリトス、貨幣經濟の場合ニ於て然リトナス、貨幣經濟の場合ニ於て然リトナス。

公共制度ノ永遠ナルものを殖民地ニ起スハ、自立自存ノ感覺を強ヨクスルものナリ、殖民地の成長ト共ニ成長せしむルを要ス、

(欄外「社会、景形、」元來殖民地ナルものハ物質的のものナリ、貧困、窮苦、人心を倦怠刺衝スルもの少ナシ、而シテ高尚ナル思想ニ乏シ、只物質的ノ満足ヲ得テ足レリトナスカ如キ傾向ナキニ非ス、富ヲ得ル事ハ唯一ノ希望トナルカ如シ、富ヲ得テ初メテ公衆の尊敬を受クルと云ふ有様ナリ、殖民地の如キ土地多ク人口の少ナキ場処ニ於テハ、社会ノ有様式箇ノ外ナシ平等社会、従役社会ナリ、

此物質社会を支配スルニ当リ式ツノ政事あり、即チ本国トノ關係

(1) 専制政府——多少の参贊スベキ制度を以テスル事、行政官ハ本国より送レル参事官ト共ニ運動スベシ、或ハ之を殖民者の内ヨリ国王カ選択スベシ、殖民地ハ常ニ本国ニ從属スヘシ、各種の制度凡テ本国ノ責任輸入ニヨル、サレハ租税ハ本国の負担タルベシ

他ハ純粹の自由政府ナリ、代議政体ニ於ケル君主の如し、外交ハ全ク本国ニ依ル、宣戰講和凡テ本国の例ニヨル、海陸常備軍を置ク能ハス、本国ハ之を防禦ス。通商ノ規則、即チ外国ニ於ケル通商の規則ハ本国之を制ス、内治ハ更ニ関セス、殊ニ本国政府の国庫に対し租税ヲ收入セス、殖民地ハ自治ナリ、租税も自分ニテ課スヘシ、サラハ本国より分離せんカ、決シテ然ラス、言語、風俗、習慣、移民等繼ク間ハ分離セス、併シ單純の自由ハ危険ナリ、政府党、民政党起ル、民政党ハ殊ニ殖民地ニ於テ激烈ナリトス、其中間ヲ取ルベシ

殖民地の本国ニ於ケル商業上ノ關係

（II） 殖民貿易及殖民法、

經濟上ヨリ觀察シテ殖民の本国ニ益スル所ハ二箇アリ、生産ノ新源を開キ、必要、便宜及奢侈の品々を其新開の邦土ヨリ沢山ニ、又タ廉価ニ得ルニアルコトト、母国の生産物を販売スル新市場を開クコトナリ。蓋輸入ナルものハ輸出ニ比スレハ一國の大利益たり、自己の物品を販売スルのみ重もナル目的ニ非スシテ之ニ対シテ他の物品を得ルニアリトス、輸出ハ輸入ニ対して必要ナリ、然レトモ人多クハ輸出ヲ以テ利益ナリトシ、即チ生産家ニのみ利益を見て人民の多数、即チ消靡者ニ対スル利益を見サルハ奇ナリトス、此点ヨリシテ遂ニ一種の貿易政略を生スルニ至レリ、而シテ又タ殖民地の生産を専売スル如キ政略も西班牙及葡国ニ於て貴金属并荷蘭国ニ於テ香料ノ貿易是レナリトス。英國ニ於ても米国殖民地の生産物を専売せんトて航海律を設ケタルも無功トナレリ。砂糖、珈琲、実綿及煙草ハ欧州諸國ニ於て之を實際専売スル事能ハス、之ニ対シテ交換スルものを与ひて得たり、此等ヲ得ル事ハ生産の快樂を増スコトナレトモ利益トシテ見ルもの少ナシ、之ニ反シ財政上の方法ニよりて殖民者ヲシテ本国の生産物を用ひしめ、而シテ生産家の利益ハ一國の利益タリ、消靡者ヨリハ生産家の方ハ肝要ナリトシ、之ヲ以テ經濟的法律の大眼目トナセルを以テ輿論ハ凡テ此点ニのみ向ツテ注意セルものナリ、実ニ殖民地を以テ刃物や実綿の市場トナセルカ如し、然レトモ殖民地實際の利益ハ然ラス、貧民ハ食物や衣服や従来ヨリハ多ク持てり、他の愉快や快樂や祖先ニ知レサルもの（グッド）を有せり、又タ富人トテモ中等社会トテも同一の入費ヲ出シテ従来よりハ多の奢侈品ヲ得たり、是等ハ実ニ米国発見

の爲めニ英人ヲ益セルものナリ、此等の幸福ヲ増加スルハ実ニ殖民地版図擴張の基本ナリトス。

邦国の生産物ニ対シテ需要を増加スルハ良好ナリ、そハ其生産物を販売スルカ爲めニ非スシテ之ヲ交換シテ必要品、快樂品、奢侈品を容易ニ得ル事ヲ得ル爲めナリトス。紡績品千万噸を輸出スルハ敢テ英国の利益ナラス、其輸出をナスカ爲めニ砂糖、珈琲、葡萄酒、茶、絹、他の有価品を得んカ爲めナリトス。英国最良の得顧客ハ敢テ英国の生産品を多く買込ものニ非スシテ、之ニ交換シテ最大の価格アルものを与フルニアリトス。実益ナル自由の貿易法ニ拠ルトキハ殖民地の利益、即チ殖民地ニ於て生産スルものを享受スル利益ハ其実敢テ本国の爲めニ非スシテ其交換品ニ対して多く供給シ得ル処ナリトス。殖民地ニ於て要セサル物品のみを産スル地方ハ市場ヲ殖民地ニ於て有スル事能ハス、直接（欄外「南洋北海道ノ比較」）の貿易を之ト保つ事能ハス、タトヘハ魯国ハ其中央人口稠密の地方ヨリ稀疎ナル瘠地に移住を行ふコトヲ得可し、然レトモ魯国人民ニシテ生産家ナルものハ爲めニ利益を蒙ルコト少ナシ、如何トナレハ生産家ハソコニ物質ヲ送り得可キものハ農産ニシテ移住地ニも充分産出シ得ルものナリ。併シ自由貿易の法ヲ用ユルモ本国ハ必ス長ク殖民地トの貿易ヲ維持シ得可し、蓋し一国ノ好尚及習慣ハ長ク継続スルものたレルを以テナリ。サレハ今日迄モ西及葡国の葡萄酒ハ南亞米利加ニ於テ用ひラル。此習慣アリテ容易ナルを以テ本国政府ニ於テハ法律ヲ出シテ本国ニ於テ産出スルものを用ひしめんトス。

如此禁制律ハ元来不正ナリ、戦勝者ハ敗者ヲ取扱ふ如キコトハ決シテ爲スヘカラス、殖民者ハ本国政府の許可を得て殖民ス、政府の保護ヲ受ケ正当の行政法律ヲ戴クものナリ。又タ本国政^チ殖民者ニ対して深切ナリキ、如何トナレハ其独立又ハ敵国トの連衡ヲ恐レタルを以テナリ、必す此ニ本国の生産家ハ其専売ヲ無にしテ爲サスヲ以テ之ニ対シテ（欄外「Colonial System」）報酬を消靡者の費用ヲ以テ行ふ、即チ本国ハ殖民地ニ於て生セルもののみを用ユル事ニ一

致せり、是レ即チ殖民方法ナリトス、而シテ実ニ本国ハ(1)殖民地ニ於テ産出セル或ル貴重ナル物品ノ専売ヲナス事も務め。而シテ(2)本国ハ殖民地ヲシテ本国産ノ物品ヲ消費セシムル事を務む(3)本国ハ殖民地ヲシテ本国の消費スル物品を特ニ産出せしむベキ權利ヲ与ふ、而シテ此等ハ寧口法律ヨリハ通商上ノ關係ニよりテ然ルことニナレリ

次ノ五条ハ通商法ナルものを作為せり、之レ歐洲大陸諸州ニ於テ施行シ、英國の如キニ航海律ヲ以テ之を發せり

- (1) 殖民地ニ於テ産出セルものハ之ヲ海外ニ輸出スルニ当リ必ス本国ニのみ之ヲ輸出スベキコトヲ制限ス(輸出禁)
- (2) 殖民地に輸入スヘキものハ之ヲ外国ヨリセスシテ本国ヨリ為スベキコト(輸入禁)

(欄外「殖民地ノ粗品生産家ヲ保護ス」)(3)殖民地の生産ヲ本国ニ輸入スルニハ他ノ国若シクハ其殖民地ヨリ為スベカラサルコト(製造原料ノ供給ヲ其ノ殖民地ニスルこと)

- (4) 殖民地輸出入の物品ヲ海漕スルニハ必ス本国の海漕ニ依ルベキコト(本国ノ海漕業ヲ保護ス)

(欄外「本国ノ製造業ヲ保護ス」)(5)殖民地ニ於テ産出セル物質ヲ殖民地ニ於テ製造スルコト

第一の制限、殖民地ニ於テ大害あるハ、頓ニスミス氏之ヲ論究せり

第二の制限ハ本国の生産家ヲシテ安直ニ買ひ高価ニ売ラしむ、即チ其資本及勞力生産の一部をシテ競争ヲ除キテ高率ヲ得せしむルモノナリ

亜当斯密氏ノ説ニ拠レハ、如此制限ハ本国ニ於ケル利益の比率ヲ高クスル效果あり、タトヘハ愛ニ戰勝ニヨリテ國領地ヲ広めタルモノありトせん、而シテ其人民ヲシテ本国の生産物のみ消費セシムルとせんカ、外国ノ資本ニシテ從來其物品ヲ供給スル為メニ使用セルものハ之ヲ市場ヨリ引去ルニ至ルベシ、而シテ戰勝國ノ資本ハ之ヲ供給スルニ至ルベシ、競争ハ如此シテ減少し、資本家ハ利益ヲ専ラニスルを得可シ、即チ廉価ニ買ひ高価ニ売ルベシ、其利益ナル

ものハ普通の平準を超過スルニ至ルハ明ラカナリ、如此殖民地の利益ハ広大ナル^マ至ルトキハ他の資本ヲ引入ルニ至ルベシ、併シ如此資本を引入ル、トキハ殖民ニ於ケル商業の競争を増シ、他の競争を減し、一方ニハ利益ヲ高め、一方ニハ之を卑低ナらしめ、遂ニ平準ナラシむルニ至ル、併シ其平準や已前ヨリハ稍高カルベシ、是レ航海律のナセル処ナリ、然ニ利益の高キハ一般ニ不利ナリ、故ニ殖民地の専売ハ社会の不利ナリ

已上斯密の説ハ甚タ奇ナリ、利益の高率トナルハ繁栄増殖の徴候ニシテ大ニ嘉スベキコトナリ、本国ニ取りテ利益ナリトス、然シテ李加堂及其派ハ斯氏ノ議論ヲ以テ基礎ナキものトセリ、氏曰ク各国ニ於ケル利益の比率ハ資本使用の広狭ニヨラスシテ資本及労力の生産的ニ依ルトナス、外国貿易の拡充ハ敢テ資本及労力の生産的ヲ増加セス、故ニ利益ノ比率ヲ騰セス、尤モ斯氏の称道スル如ク最初ニハ高率の利益アルベシ、併シ本国ニ於ケル資本家の競争ハ直ニ利益を以テ平均の比率ニ持下クベシ、外国貿易をスク強ヒテ拡充スル結果ハ最惠アル国の物品ハ他の市場ニ於テ其国の物品の多量を得ルベシ、是レ制限ヲ行ふ後の事ナリトス、タトヘハ英国ハ仏国をシテ葡萄酒ノ交換ニ向ツテ其産物ヲ強テ取ラシむル様ナサハ英産の物品の少数ハ制限前ニ比シテ少量ニテ多量のものを買ふ事を得可シ、即チ英国の物品ヲ以テ価定スルトキハ仏国の葡萄酒ハ下落セルものナリ、英国の消費^セ者ハ已前ヨリハ多くの物品を受ケテ消費スルヲ得可シ、併シ英国の富ハ増加スルヲ得可シ、併シ英国ニ於ケル利益の比率ハ不変ナルベシ、之ニ対シテ格別ノ除キモノハ専売会社の場合ナルベシ

此件ニ関シテハ M^r Culloch の注釈アリ On the Rate of Profit & C^t Trade ニ就ツ見ルベシ

此外、外国ノ市場ニ於テ製造品価ノ高騰ハ製造国ニ於ケル利益の比率ヲ上セシむベシ、併シ直ニ資本ヲ引キ入ル、労力の供給多ク給料上ラサルトキハ資本ハ利益を多ク占む。併シ方々より資本入り遂ニ利益の平準ヲ卑低ニス、併シ

其資本ハ他の職業より入り来ルものナリ、若し農業ヨリ来ルモノトセヨ。農耕地或ハ荒蕪ニ附スルものあらん、併し食物の価ハ敢テ上ラス、製造品を以テ海外ヨリ購得スベシ、如此場合ニハ地主ハ小作料の一部を減シテ資本を土地ニ繋留スルハ得策ナラン、コハ只小作料ヲ与フル地処ニ於テ殊ニ然リトナス。惡土ニ於テハ出来ス、果シテ然ラハ食物ハ海外ヨリ輸入シ、作業の利益ハ永久ニ起ラン

サレハ外国市場ノ専売ヲ得可キ国柄ナルトキハ、必ス富ヲ増加スルニ至ルハ疑ヒナシ、或ハ利益ヲ高くし、或ハ物品を増殖ス、併已上ハ殖民地の貿易ニハ敢テ適切ニ応用スベカラス、殖民地の成長ハ如何程迅速ナリト雖トモ之ヲ供給スル国程ニハ進む能ハス、故ニ本国ニ於ケル製造元の競争ハ物価を卑低ナラシめ、国内及殖民地の貿易ニ於テ共ニ然リトナス、巨大ナル利益の如キハ先ツ平常ハ望む能ハス

爰ニ実地ノ例ヲ挙げん。英国ハ加奈他に絹ヲ供給スルの特権を有スルトせん、然ニ仏ハ之ヲ安直ニ供給シ得。為メニ英国の資本ハ之ニ流入せん。普通ノ事情ハ之ヲナサシメス。加奈他ハ為メニ英仏生糸の差価ヲ失ハん。併シ加奈他の為ス所問題トせん。若シ此貿易ヲ仏の為メニ開かん、加奈他ハ為メニ利益ヲ有けん。併し英国の資本ハ無用トナラン。此資本ハ無用トナルト自由貿易を胡疑スルハ非ナリ。他ニ有益の事業あらん。絹、刃物、等の製造ニ従事せん。加奈他ノ材木及存在物ヲ買ふニ綿并毛糸を以テ買入ん。如此場合ニハ加奈他ハ専売ナキ為メニ利益を受けん。英国ハ又タ損失セス。却テ利益ヲ受けん。且ツ専売品ハ一時其価を維持スルも長ク消磨者ハ承知セス、且ツ又タ専売ノ為メニ生産増シテ超過シテ価ヲ上セタルものハ急ニ其価聊かニテも降ル時ハ生産家ハ大ニ苦しまん。タトヘハ加奈他ニ於テ材木の価寔ニ少ナシ、併シ英国ニ来ルトキハ殆んど五倍ナリ、故ニ英国に於テ二〇%の変動ハ、或ハ全ク損失トナリ、或ハ百倍の利益トナル。英国ニ於ケル五%の下落ハ加ニ於テ三〇%の損トナル、専売ノ為メニ資本ヲ入ル、トキハ

他ノ自然ノ事業より資本ヲ取ル。タトヘハ専売禁ヲ設クルも直輸入盛んに行ハレン